



協働事業提案申請書

令和 5年5月12日

北広島市長 様

（申請者）

団体名 特定非営利活動法人ゆとりの

代表者の役職名・名前

理事長 開発 好博

北広島市協働事業提案制度実施要綱第5条第1項の規定により、協働事業として次のとおり提案したいので、関係書類を添えて申請します。

なお、当該申請書記載事項について公開することを承諾します。

記

- 1 提案事業の名称 世代を超えた交流の場と生涯学習の地域拠点作り
- 2 提案事業の内容 協働事業提案企画書の通り

※ 提案者の要件 （確認した場合は 各項目の左の口にチェック（✓）をしてください）

1から4までのすべてにチェック（✓）が入らない場合は、提案できません。

- 1 北広島市内に所在し、主として市内で活動している。
- 2 市その他の行政機関が事務局に参加していない。
- 3 団体の構成員が5名以上（構成員に法人を含む場合も可）いる。
- 4 政治、宗教及び営利を目的としていない。

添付書類

- 1 協働事業提案企画書（第2号様式）
- 2 協働事業提案収支予算書（第3号様式）
- 3 団体の概要書（第4号様式）
- 4 役員及び会員名簿（第5号様式）
- 5 団体の定款、規約又は会則等（法人にあつては財務諸表など）
- 6 前年度活動報告書・収支決算書
- 7 その他参考となる資料

協働事業提案企画書

事業の名称	世代を超えた交流の場と生涯学習の地域拠点作り					
団体名	特定非営利活動法人 ゆとりの					
1 事業分野	・該当する分野にチェック（✓）を入れてください。（複数可）					
	<input checked="" type="checkbox"/> ①	保健・医療・福祉	<input type="checkbox"/> ②	社会教育	<input checked="" type="checkbox"/> ③	まちづくり
	<input type="checkbox"/> ④	観光	<input type="checkbox"/> ⑤	農山漁村又は中山間地域	<input checked="" type="checkbox"/> ⑥	学術・文化・芸術・スポーツ
	<input type="checkbox"/> ⑦	環境保全	<input type="checkbox"/> ⑧	災害救援	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨	地域安全
	<input type="checkbox"/> ⑩	人権・平和	<input type="checkbox"/> ⑪	国際協力	<input type="checkbox"/> ⑫	男女共同参画
	<input checked="" type="checkbox"/> ⑬	子どもの健全育成	<input type="checkbox"/> ⑭	情報化社会	<input type="checkbox"/> ⑮	科学技術
	<input type="checkbox"/> ⑯	経済活動	<input type="checkbox"/> ⑰	職業能力開発・雇用機会	<input type="checkbox"/> ⑱	消費者保護
<input checked="" type="checkbox"/> ⑲	①～⑱の活動を行う団体への助言、援助活動					
2 事業概要	<p>大曲を中心とした地域から少し離れた緑ヶ丘は生涯学習振興会的な組織がなく、そういう施設があれば参加したいという人は多い。その上で、福祉的な視点を大事にした地域の要望に即した継続的な企画や参加メニューで、高齢者を含めた世代交流の場としての活動を立ち上げて5年経過したが、一層地域を超えた活動の輪を広げたい。</p> <p>すでに実施している活動をもとに、より活動の幅を広げることで、世代を超えたコミュニケーションの場や相互協力の機会を増やすことができると考えられる。</p> <p>行政ではなかなか手の届かない部分を継続的に市民による活動で支えることができる。</p>					
3 役割分担 及び 協働の効果	<p>あったらいいなという活動を具体化して取り組んでいる法人ではあるが、より多くの要望に応えていくには規模体力で限界がある。しかしなかなか実現できないものを協働によって進めることができる。そのために、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動・会場費や保険料、運営にかかわっての人的経費の支援 ・周知するための広報的協力 ・市のもっている活動の支援になる情報の提供 <p>等を期待したい。</p>					
	<p>法人としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要望に応えた活動内容の企画と実現 ・来場者の情報管理 ・チラシや活動情報(新聞)などを作成するなどの広報活動 ・地域のニーズを調査する活動。 ・市から経費等の資金面での支援を受けることで、事業を継続的かつ広範囲で実施することができる。それによって、この活動を多くの市民に知ってもらうことができる。 <p>また、市としては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場費や保険料、運営にかかわっての人的経費の支援 ・周知するための広報的協力 ・市にとっては、行政の手がなかなか届かない細かなサービスを、地域の市民活動で補うことができる。また、地域からのニーズの声を収拾できる。 					

5
事業実施
スケジュール

時期	内 容
通年	<ul style="list-style-type: none"> ◆おもに高齢者中心の活動メニュー <ul style="list-style-type: none"> ・いきいき100歳体操（健康維持 介護予防他） ・ふまねっと運動（転倒防止 介護予防他） ・さわやか脳トレ（認知症予防他） ・ひなたぼっこ（大曲会館に出張して行う健康、介護予防のサロン） ・大人のための絵本の会（コミュニケーション機会、介護予防） ・麻雀を楽しむ会（認知症予防 コミュニケーション機会） ・あぐりサロン（介護予防 コミュニケーションの機会） ◆おもに子ども中心の活動メニュー <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちのためのイチゴ教室（子どもの居場所づくり） ・ジュニアカフェ（子どもたち主催のカフェ 健全育成） ◆世代を超えた取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・ママさんカフェ（子育て世代+高齢者も参加可能） ・世代間交流の会（子どもから高齢者の交流機会） ・まちカフェの開催（単に飲食だけでなく、もの作りやミニ講演などの各種企画も含む 認知症予防 コミュニケーション機会）
年に何回かの	<ul style="list-style-type: none"> ・スマホ、LINE教室 花王セミナー（口腔ケア）健康会
企画	<ul style="list-style-type: none"> ・百人一首の会（認知症予防 コミュニケーション機会） ・各種企画の活動（ご近所先生の物づくり、講演等）
その他企画	<ul style="list-style-type: none"> ・革細工の楽しみ、バード、フィッシュカービング ・ドローン体験会、ひも・テープでもの作り、木工、篆刻、その他手芸、読書、音楽の会

6 事業実施体制	1. 組織図について (イメージをお書きください)											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市</th> <th>NPO 法人ゆとりの</th> <th>事業支援者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横断的・複合的な部署</td> <td>役員・理事会</td> <td>ゆとりの会員</td> </tr> <tr> <td>の連携 費用負担</td> <td>運営会議</td> <td>ボランティア会員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>学生ご近所先生等</td> </tr> </tbody> </table>	市	NPO 法人ゆとりの	事業支援者	横断的・複合的な部署	役員・理事会	ゆとりの会員	の連携 費用負担	運営会議	ボランティア会員		
市	NPO 法人ゆとりの	事業支援者										
横断的・複合的な部署	役員・理事会	ゆとりの会員										
の連携 費用負担	運営会議	ボランティア会員										
		学生ご近所先生等										
	<p>2. 提案事業を実施する上での総括責任者は決まっていますか。 (<input checked="" type="checkbox"/>はい ・ いいえ)</p> <p>3. 提案事業を実施する体制に課題はありますか。 (<input checked="" type="checkbox"/>ある ・ ない) (ある場合は、どのような点が記載してください)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門に運営企画に取り組む新たな人材を募集中 ・ 現在中心を担うスタッフは、高齢者が多い。 ・ 近隣の小中学校、学童保育等との理解と連携。 											
7 協働の実績	<p>1 地域住民や他の団体と協働して取り組んだ活動(事業)等がありますか。 (<input checked="" type="checkbox"/>ある ・ ない)</p> <p>ゆとりので開催している百歳体操、ふまねっと等の活動のスタッフは、地域住民であり、適宜取り入れているミニ講座や各教室は北広島市社会福祉協議会や北広島市にし高齢者支援センターと協働して開催している。具体的には、言語聴覚士による口腔ケアや理学療法士による運動指導、また、スマホ教室、LINE教室など。</p> <p>2 これまで行政と協働して取り組んだ活動(事業)等がありますか。 (<input checked="" type="checkbox"/>ある ・ ない)</p> <p>(ある場合は、いつ、どのような協働を行ったか記載してください)</p> <p>高齢者支援課とは、健康ポイント事業で連携 福祉総合相談室とは健康測定会など実施。 健康推進課 健康講座 チラシの配布など</p>											
8 事前調査事例研究	<p>○ 今回の提案に当たって、事前に調べたこと(ニーズ把握、データ(統計)、参考とした事例など)はありますか。 (あり ・ <input checked="" type="checkbox"/>ない)</p> <p>事前に具体的な調査は実施していないが、定例のゆとりの役員・理事会では、ゆとりのの活動としてのニーズについて意見交換をしている。</p>											
9 市の事業関係課	<p>(これまでに、担当と思われる部署に電話連絡や相談等を行ったことがある場合は、担当部署名及び経過をお書きください。ない場合は、事業実施上関連すると思われる部署をお書きください)</p> <p>健康ポイントが導入されたときは、市保健福祉部高齢者支援課とは、直接相談を頂いた。また、健康推進課と百歳体操のや健康講座の開催について相談等してきた。</p>											

10
その他

(提案、事業実施に向けて。広くアピールしたいことがあれば、記載してください)

まちづくり、高齢者、子育て支援、健全育成などで求められることは多岐にわたる。しかし、全てを行政が担うことは難しい。特に大曲のように広い地域では、参加者にとって距離的なことは重要である。できることなら、当事者を含む市民の手で取り組むことの方が、効果的であると考えられる。

いままで単発的な取り組みはあったが、今回のような総合的な切り口で取り組む例は少ないと思われる。しかも、行政サイドから見ても今回の取り組みは今後に向けての新しい取り組み方となると思われる。

しかし、総合的であるが故に、一市民の手には、人的、経済的な面でも限界がある。協働することで、行政の負担は少なくなることが期待され、一歩でより効果が見込まれる活動に発展させることができると思われる。

協働事業提案収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

科 目	積算内容	金額
市負担金		1,550,000
事業収入	各種参加費 100円×2000名	200,000
会費	正会員会費 3,000円×40名	120,000
寄付金		10,000
雑収入	ゆとりのの野菜等の販売	120,000
収入合計		2,000,000

2 支出の部

（単位：円）

科 目	積算内容	金額
報償費	各種企画の講師 3,000円×15名	45,000
賃金（運営専門員1名）	50,000円×12ヶ月	600,000
活動費	スタッフ 100円×20名×30回	60,000
旅費	講習会、会議等の参加旅費 2,000円×5回	10,000
各種企画ごと会議費	1,500円×20回	30,000
賃借料	ゆとりのの各種活動部屋の借用および大曲会館借用料など	387,600
消耗品費	文房具 工作用品 用紙、インクトナーなど	150,000
備品購入費	コピー機等	100,000
印刷製本費	チラシ等の作成 6,000円×6回	36,000
保険料	28円×20名×206回	115,360
通信運搬費	郵送等	5,000
事務用品費	各種筆記用具等	4,000
支払手数料	振込手数料など	3,000
光熱費補助	電気ガス灯油等	270,000
雑費	環境整備 塗料、花、種など	184,040
支出合計		2,000,000

※記入例

- ・積算内容には次のように記載してください。

（収入） 入場料などの受益者負担がある場合 ○○入場料 1,000円×50名=50,000円

（支出） 講師謝礼金 ○○セミナー講師 20,000円×2名=40,000円

- ・科目には次のように記載してください。

（収入） 市負担金、事業収入、会費、寄付金など


（支出） 賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費など

団体の概要書

団体の名称	(ふりがな) とくていひえいりかつどうふじん ゆとりの 特 定 非 営 利 活 動 法 人 ゆとりの		
団体所在地	〒061-1276 北広島市大曲緑ヶ丘5丁目12-1		
代表者氏名	(ふりがな) かいはつ よしひろ 開 発 好 博		
活動開始年月日	2018年 1 月 21日		
構成員数	会員数 40 人 (うち役員数 10 人)		
団体の目的	<p>以下三つの柱を中心に活動する。</p> <p>①高齢者に対して、在宅福祉サービス事業や外出援助事業等と連携し、自宅以外の居場所と活動を提供することにより、地域社会の中で自立した生活が送れるのみならず、地域を活性化させる担い手となり活躍できる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>②地域住民すべてに対して、地域住民同士が助け合い、高齢者の介護及び介護予防の日常生活支援事業を行うことにより、地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>③地域住民すべてに対して、交流の基地としての事業を行い、地域の全体の公益の増進に寄与することを目的とする。</p>		
活動内容、 主な活動実績 (過去3年以内)	<p>高齢者を中心とした健康維持活動および介護予防として「百歳体操、ふまねっと」。認知予防として「脳トレ」。いずれも北広島市健康ポイント事業と連携して開催。その他、「大人のための絵本の会、麻雀の会」などを開催。また、語らいの場として「ミニカフェ」も定例で実施中。</p> <p>また、子供たちの居場所提供として「イチゴ教室」を北広島市・同教育委員会の後援で開催。その他、居場所づくりや活動の機会として「あぐりサロン」や「木工教室」、畑での農作業体験、車庫での木工製品の作成を行ってきた。</p>		
年間予算	130万円程度		
担 当 者 連 絡 先	(ふりがな) かいはつ よしひろ 氏 名 開 発 好 博	役 職	理事長
	住 所 〒061-1276 北広島市大曲緑ヶ丘5丁目12-24		
	電話番号 011-398-5267		
	F A X 011-398-5267		
	E-mail tkqwy629@yahoo.co.jp		
URL アドレス https://yutorinokitahiroshima.hateblo.jp			

提案された協働事業にかかわる役員及び会員名簿

団体の名称 特定非営利活動法人 ゆとりの

(ふりがな) 氏 名	実施上 の役割	住 所 又 は 居 所
かいはつ よしひろ 開発 好博	◎	
かいはつ けいこ 開発 佳子	○	
おおにし としこ 大西 登志子		
にしの きみこ 西野 紀美子		
さとう ゆうじ 佐藤 勇治		
さいとう かずお 斉藤 一夫		
たかはし まさと 高橋 正人		
たかの はやと 高野 勇人		
かたおか めぐみ 片山 めぐみ		
なかむら たくお 中村 拓雄		
記 載 人 数 計		10 人

※1 提案された協働事業にかかわる予定者をお書きください。

※2 実施上の役割の欄には、提案された協働事業を実施する上での責任者に◎、副責任者に○をお付けください。

**特定非営利活動法人 ゆとりの
定 款
【会員用2022年度版】**

特定非営利活動法人ゆとりの定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ゆとりのという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道北広島市大曲緑ヶ丘5丁目12番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者に対して、市が行う在宅福祉サービス事業や外出援助事業等と連携して、自宅以外の居場所を提供したり、高齢者が地域社会の中で自立した生活が送れるのみならず、地域を活性化させる担い手となり活躍できる社会の実現に寄与することを目的とする。

また、地域住民すべてに対して、地域住民同士が助け合い、高齢者の介護及び介護予防日常生活支援事業を行うことにより、地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。

また、高齢者、要介護者に対して、介護、給食サービスに関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

また、地域住民すべてに対して、交流の基地としての事業を行い、地域の全体の公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 主に高齢者を対象とした各種行事の企画及び運営事業
- ② 地域のすべてを対象とした居場所及び環境提供事業
- ③ ②の居場所や環境の発展・推進事業及び啓発事業

(2) その他の事業

① 物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事3人以上

(2) 監事1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠

けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最後の総会が終了するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び活動決算
 - (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 除名
 - (9) 資産の管理の方法
 - (10) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 清算人の選任
 - (12) 残余財産の帰属
 - (13) 事務局の組織及び運営
 - (14) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。
2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3 前条の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については総会に出席したものとみなす。
4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議

決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法をもって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたと

き。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によつてあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項に係る変更は所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第53条 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く)するときは総会において、清算人を選任する。又は、選任しない場合は理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、選定された他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認定を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第57条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第58条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

2 理事は、事務局長及び職員と兼務することができる。

(組織及び運営)

第59条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の2021年7月定期総会以後の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	開発 好博	副理事長	片山めぐみ
理事	染野 雅和	理事	開発 佳子
理事	西野 紀美子	理事	高野 勇人
理事	高橋 正人	理事	中村 拓雄
監事	斉藤 一夫		

3 この法人の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 入会金 2,000円(個人・団体)
年会費 3,000円(個人・団体)
- (2) 賛助会員 入会金 5,000円(個人・団体)
年会費 5,000円(個人・団体、一口)

4 本定款は、平成30年1月23日の設立総会より施行する。

- ・令和元年7月14日定款の一部改正
- ・令和3年7月11日定款の一部改正

これは、当法人の定款である。

北海道北広島市大曲緑ヶ丘5丁目12番地1

特定非営利活動法人ゆとりの

理事長 開発 好博 印

2 定款にその他の事業を掲げている場合

2022年度 活動計算書
2021年7月1日から2022年6月30日まで

特定非営利活動法人ゆとりの
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	105,000		105,000
正会員入会金	2,000		2,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	18,200		18,200
施設等受入評価益	0		0
3. 事業収益			
ふまねっとサロン事業収益	65,650	0	65,650
ひなたぼっこ事業収益	10,000		10,000
100歳体操事業収益	70,750		70,750
脳トレクラブ	9,600		9,600
まちカフェ	6,700		6,700
ジュニアカフェ	0		0
絵本の会	10,050		10,050
麻雀の会	1,200		1,200
百人一首の会	0		0
その他収益	28,400		28,400
普及啓発事業	0	0	0
4. その他収益			
受取助成金等	100,000		100,000
受取民間助成金	219,000		219,000
受取利息	5		5
雑収益	364,010		364,010
経常収益計	1,010,565	0	1,010,565
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
活動手当	134,800		134,800
人件費計	134,800		134,800
(2) その他経費			
会議費	4,740		4,740
旅費交通費	0		0
賃借料	159,670		159,670
消耗品費	209,158		209,158
印刷製本費	0		0
活動保険料	86,240		86,240
施設等評価費用	0		0
減価償却費	0		0
支払利息	6,110		6,110
備品費	117,500		117,500
その他経費計	583,418		583,418
事業費計	718,218		718,218
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	5,000		5,000
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	5,000		5,000
(2) その他経費			
会議費	1,800		1,800
旅費交通費	0		0
減価償却費	0		0
光熱費補助	100,000		100,000
支払利息	0		0
事務用品費	3,718		3,718
支払手数料	1,040		1,040
雑費	110,921		110,921
その他経費計	217,479		217,479
管理費計	222,479		222,479
経常費用計	940,697		940,697
当期経常増減額	69,868		69,868
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正額	0		0
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	0		0
当期正味財産増減額	69,868		69,868
前期繰越正味財産額			188,389
次期繰越正味財産額			258,257

※当該年度はその他の事業を実施していません。

2022年度 貸借対照表
2022年6月30日現在

特定非営利活動法人ゆとりの
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	11,531		
未収金	0		
北洋銀行普通預金	310,244		
流動資産合計		321,775	
2 固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具	0		
コンピューター	50,000		
レーザープリンター	15,000		
有形固定資産計	65,000		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア	0		
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
敷金	0		
その他特定資産	0		
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		65,000	
資産合計			386,775
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	0		
長期未払金	128,518	128,518	
前受民間助成金	0		
流動負債合計		0	
2 固定負債			
長期借入金	0		
退職給付引当金	0		
固定負債合計			
負債合計			128,518
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産			188,389
当期正味財産増減額			69,868
正味財産合計			258,257
負債及び正味財産合計			386,775

2022年度 財産目録
2022年6月30日現在

特定非営利活動法人ゆとりの
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	11,531		
手元現金	0		
北洋銀行普通預金	310,244		
未収金			
流動資産合計		321,775	
2 固定資産			
⁽¹⁾ 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	50,000		
レーザープリンター	15,000		
歴史的資料	評価せず		
有形固定資産計	65000		
⁽²⁾ 無形固定資産			
ソフトウェア	0		
財務ソフト	0		
無形固定資産計	0		
⁽³⁾ 投資その他の資産			
敷金	0		
その他特定資産	0		
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		65,000	
資産合計			386,775
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	0		
長期未払い金	128,518		
預り金			
源泉所得税預り金			
流動負債合計		128,518	
2 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			128,518
正味財産			258,257

2022年度事業報告書

2021年7月1日から2022年6月30日まで

1 事業実施の方針

創立4年目は、コロナ禍の中でも事業の継続・整備することに重点をおく。また、NPO法人の活動基盤を充実させるため、行政および民間のさまざまな情報、資料の収集に力を入れる。また、定期便のお知らせや役員・理事会報告などを発行し、会員相互の活動の共有をはかりたい。さらに、ガイドブックやホームページを作成する等普及啓発活動を通じて、幅広く市民団体やNPOに関心のある個人への周知をはかる取り組みをしたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施回数	実施場所	従事者の べ人数	受益対象者の 範囲及び のべ人数	事業費 決算 (千円)
(1)特①定非営利活動に係る事業	【ふまねっとサロン】 主に高齢者の健康保持や認知症予防、地域の居場所づくりのために行う。	69回	地域のあそび場 ゆとり	221 人	北広島市大曲周辺地域の住民 約392人	※以下 別途 まとめて 750, 449
(1)特定非営利活動に係る事業	【サロンひなたぼっこ】 主に高齢者の健康保持や認知症予防、地域の居場所づくりのために行	8回	北広島市大曲会館	39 人	北広島市大曲周辺地域の住民 約42人	
(1)特定非営利活動に係る事業	【いきいき百歳体操】 主に高齢者の健康保持や認知症予防、地域の居場所づくりのために行う。	60回	地域のあそび場 ゆとりの	16 人	北広島市大曲周辺地域の住民 約413人	
(1)特定非営利活動に係る事業	【麻雀を楽しむ会】 主に高齢者の健康保持や認知症予防、地域の居場所づくりのために行う。	1回	地域のあそび場 ゆとりの	2 人	北広島市大曲周辺地域の住民 約12人	
(1)特定非営利活動に係る事業	【大人のための絵本の会】 主に高齢者の健康保持や認知症予防、地域の居場所づくりのために行う。	9回	地域のあそび場 ゆとりの	40 人	北広島市大曲周辺地域の住民 約39人	
(1)特定非営利活動に係る事業	【百人一首を楽しむ会】 主に高齢者の健康保持や認知症予防、地域の居場所づくりのために行う。	実施なし	地域のあそび場 ゆとりの	人	北広島市大曲周辺地域の住民 約0人	
(1)特定非営利活動に係る事業	【ほがらか脳トレ】 主に高齢者の健康保持や認知症予防、地域の居場所づくりのために行う。	9回	地域のあそび場 ゆとりの	35 人	北広島市大曲周辺地域の住民 約48人	
③の居場所や環境の発展・推進事業及び啓発事業	様々なNPOの活動内容の情報収集とそれを参考にしながらガイドブックなどの作成	実施なし	地域のあそび場 ゆとりの	人		

②地域のすべてを対象とした居場所及び環境提供事業	まちカフェ、ジュニアカフェの開催及び菜園の開園に向けての準備会	実施なし	地域のあそび場ゆとりの	人	北広島市大曲周辺地域の住民 約0人
②地域のすべてを対象とした居場所及び環境提供事業	【ジュニアカフェ】 小中学生を中心に企画から実施までを子どもたちの主体で行うことで居場所やコミュニケーションを育てる。	実施なし	地域のあそび場ゆとりの	人	北広島市大曲周辺地域の住民
②地域のすべてを対象とした居場所及び環境提供事業	【まちカフェ】 主に高齢者で企画運営しながら、地域の居場所づくりを行う。 当面は、ミニカフェとして実施	7回	地域のあそび場ゆとりの	14人	北広島市大曲周辺地域の住民 約20人
②地域のすべてを対象とした居場所及び環境提供事業	【菜園・ゆとりの環境づくりの会】	実施なし	地域のあそび場ゆとりの	人	北広島市大曲周辺地域の住民
②地域のすべてを対象とした居場所及び環境提供事業	「絵本読み聞かせの会」 入学前後の子どもと親に絵本の読み聞かせと歌を歌う。	実施なし	北広島市(NPO法人ゆとりの)	人	北広島市大曲周辺地域の住民
②地域のすべてを対象とした居場所及び環境提供事業	【楽しい日】 主に高齢者の健康保持や認知症予防、また世代を超えて地域の居場所づくりのために、「楽しい日」と称して各種企画ものを行う。	14回	北広島市(NPO法人ゆとりの)	54人	北広島市大曲周辺地域の住民 約75人
②地域のすべてを対象とした居場所及び環境提供事業	【あぐりサロン】 主に高齢者の健康保持や認知症予防、また世代を超えて地域の居場所づくりのために行う。	6回	北広島市(NPO法人ゆとりの)	12人	北広島市大曲周辺地域の住民 約20人

3. その他の事業 実施せず

2022年度決算

収入の部		22年度予算	22年度決算	差引	備考
0. 繰越金		251,907	251,907	0	
1. 会費	正会員	120,000	105,000	15,000	
	入会金	4,000	2,000	2,000	
	賛助会費	0	0	0	
2. 寄付		10,000	18,200	(8,200)	
3. 事業費	ふまねっと	90,000	65,650	24,350	
	ひなたぼっこ	13,000	10,000	3,000	
	百歳体操	100,000	70,750	29,250	
	脳トレ	10,000	9,600	400	
	まちカフェ	200,000	6,700	193,300	
	ジュニアカフェ	5,000	0	5,000	
	絵本の会	12,000	10,050	1,950	
	麻雀の会	10,000	1,200	8,800	
	百人一首	5,000	0	5,000	
	その他	10,000	28,400	(18,400)	
	4. その他	その他(自己資金)	15,000	0	15,000
補助金(道社協)		0	0	0	
助成金(北広島市)		250,000	319,000	(69,000)	ボランティア団体助成
利息		10	5	5	
雑収入	200,000	364,010	(164,010)	野菜等の販売等	
経常収益計		1,305,917	1,262,472	43,445	

支出の部		22年度予算	22年度決算	差引	備考
1. 事業費					
(1)人件費					
	報償費(道社協)	5,000	0	5,000	講師謝礼
	①活動手当	200,000	134,800	65,200	ゆとりの活動スタッフ
	②福利費	0	0	0	
(2)その他経費					
	③旅費交通費(道社協)	5,000	0	5,000	講師交通費
	④会議費	8,000	4,740	3,260	
	⑤賃借料	10,000	9,670	330	大会会場等
	⑥消耗品費	250,000	209,158	40,842	食菓子代
	消耗品費(カフェ)	150,000	0	150,000	
	備品購入費(カフェ)	46,000	117,500	(71,500)	カフェ等に関係する備品
	印刷製本費	20,000	0	20,000	
	保険料(まちカフェ)	0	0	0	
	保険料(ゆとりの全般)	158,000	86,240	71,760	活動参加者への保険料
	通信運搬費	0	6,110	(6,110)	関係者郵便送料等
	賃借料	150,000	150,000	0	ゆとりの使用料
2. 管理費					
(1)人件費					
	⑦役員報酬	5,000	5,000	0	理事長分
	福利費	0	0	0	
(2)その他経費					
	⑧会議費	10,000	1,800	8,200	
	⑨光熱費補助	100,000	100,000	0	ゆとりの用
	⑩事務用品費	10,000	3,718	6,282	
	⑪租税公課	0	0	0	
	⑫支払手数料	2,000	1,040	960	
	⑬雑費	100,000	110,921	(10,921)	備後整備等
経常費用計		1,229,000	940,697	288,303	

収入(E23) - 支出(E53) = 23年度繰り越し予定 (6/13現在)

1,262,472 940,697 321,775

会員募集中

【正会員】

(入会金:2000円、年会費:3000円)
企画会議への参加など、「ゆとりの」で
何をするのか、提案を形にしていきましょう。
その他、広報活動・広報誌の送付作業など。

【ボランティア会員】

(入会金・年会費:無料)
企画を実施するとき、お手伝いをお願いします。

地域のお遊び場



(開発宅)

大曲緑ヶ丘5丁目12-1



電話:080-5581-4711(直通)
FAX:011-398-5267 開発まで

大人だって
子どもだって
自分で
遊びを作りたい

そんな居場所を
作りたくて、
NPO法人を
立ち上げました。

建物と庭、築山、
畑や車庫など、
開放中！
あとは、
アイデア次第

こんな場所、あったらいいなあ
こんなことが出来たらいいなあ

おもしろそうなこと
楽しそうなこと
本当にやってみましょ



地域のお遊び場
NPO法人
ゆとりの

【北広島】大曲緑ヶ丘の開発好博さん(65)、佳子さん(64)夫妻は、自宅を開放して地域住民が集える場づくりに取り組んでいる。昨年設立したNPO法人で介護予防運動や脳トレーニングなどを企画し、既に約2700人が参加した。10月にはカフェを開く予定で、将来は幅広い世代の人たちをつなぐ場に育てたい考えた。(阿部聖子)

自宅開放し 集いの場に



マージャンを楽しむ住民ら。10日

札幌市清田区に近い大曲緑ヶ丘地区には、高齢者が歩いて行ける距離に集会所や喫茶店がないという。開発者を介した佳子さんは高齢者の居場所づくりが必要と感じ、好博さんと昨年4月にNPO法人「ゆとり」を設立。3年前に亡くなった義父の自宅を活用し、集いの場を始めた。運営委員は約40人。医療や介護関係者、高校生もいる。集いの場では介護予防の運動「よまねっと」「いきいき百歳体操」のほか、脳トレ、百人一首など約6種類の催しがあり、1回100円で参加できる。利用者は昨年7月から1年間で約2700人になる。マージャンの会に参加した主婦(右)は「ここに来ると顔も指も使わず、友人もできるのが楽しい」と話す。「ゆとり」は10月にも、カフェをオープンする計画だ。今後は会員を募り、敷

大曲の開発さん夫妻

高齢者の居場所必要 / 脳トレなど好評



「気軽に集える場を作り住民の自立を助きたい」と話す開発好博さん(右)と佳子さん

地内で子ども食堂や菜園づくり、木工体験の開催も検討する。好博さんはこの地域に顔付き、長く続く活動にしたいと話している。「ゆとり」は会員や参加者を募集している。会員は入会費を千円、年会費3千円。申し込み、問い合わせは開発さん番080・5581・4711へ。

介護予防体操 屋外で無理なく



「いきいき百歳体操」で体を動かす参加者＝24日

「ゆとりの」活動一部再開

高齢者向け体操教室は火曜日の午前10時半と午後1時半、一軒家の前庭で、高知市発祥の「いきいき百歳体操」が、24日(火曜日)に再開された。参加者は10人程度に限定し、マスクを着けてもらう。週に延べ約20人が訪れているという。

【北広島】市内大曲緑ヶ丘の一軒家を拠点に、高齢者らの居場所づくりに取り組むNPO法人「ゆとりの」が、新型コロナウイルスの影響で中止していた活動を一部再開した。現在、屋外で行う高齢者向けの体操教室に限り再開。外出自粛で高齢者の心身機能の低下が懸念されるため、同法人は「コロナに負けず日ごろの健康を維持してほしい」と話す。

(阿部里子)

心身の機能維持 人との交流も大事

高齢者は外出を控えすぎると、心身の衰えを示す「フレイル(虚弱)」の進行が心配される。同法人の開発者「佳子さんは「運動だけでなく、人との交流がいかに大事かを実感している。安心して利用してもらえよう無理なく続けていきたい」と話している。

高齢者向け体操教室の参加費は保険料として100円。雨天中止。希望者は事前に同法人☎080・5581・4771に申し込む。

同法人は従来、介護予防の体操や脳トレ、マージャンなどの催しを開き、昨年10月には軽食を提供するカフェも始め、高齢者ら地域住民が集う場所を運営してきた。新型コロナウイルスの感染拡大を受けて2月末に活動を休止したが、利用者から再開を求める声上がり、内容を検討。6月上旬から高齢者向け体操教室に絞って再開することにした。

24日に行われたいきいき百歳体操には6人が参加。大曲末広の佐藤絹江さん(73)は「自宅でも体操を試したが、続けるのは難しい。外での運動は気持ちいいし、何より友人に会えるのがうれしい」と話した。

北広島

▷ニュース・話題は
報道センター

☎210・5555 FAX 210・5556
sapporo@hokkaido-np.co.jp
北広島市役所記者室
☎373・5653 FAX 373・9653

▷購読は道新販売所へ
大曲・輪厚(渡辺) ☎376・2607
北広島団地(南) ☎373・2387
東部・西の里(広上) ☎373・5925

▷広告の問い合わせは
営業局 ☎210・5710

プロ野球・コンサート・古典音楽など
チケットのご購入は
道新フレイガイド

札幌市中央区南一条西五丁目17番1号
TEL.0570-00-3871
道新フレイガイド <http://doshin-flayguide.jp>

3 病院 30日

救急急病当番医 (午後5時～
同7時)
【内科系】
◆北広島病院 (中央6、373
・5811)
【外科系】



プレオープンで食事を提供する「ゆとりの」のボランティア（中央）

一軒家カフェ利用を

市内大曲 NPO法人24日から

【北広島】地域住民が集える場づくりに取り組むNPO法人「ゆとりの」は24日から週一回、市内大曲緑ヶ丘の一軒家でカフェを始め、ランチや飲み物を提供する。地域住民の利用を呼び掛けている。

「ゆとりの」は開発好博理事長(65)の自宅などを開放

して介護予防の運動や百人一首、マーシャなどを行う。大曲地区は軽食が味わえる喫茶店が少ないため、開発さんの父の元自宅でのカフェ開設を企画した。

カフェは毎週木曜の午前11時から午後3時まで。住民有志約20人が交代で調理や接客を担当し、20食限定

の回転わりランチ(500円)やコーヒー(300円)などを提供。運営を手伝うボランティアも募集している。

17日はプレオープンとして、会員らにボトフを提供した。開発さんは「幅広い世代に足を運んでもらい、居場所づくりにつながれば」と話している。問い合わせ

わせば開発さん ☎080・55801・4711へ。
(阿部里子)

NPO法人ゆとりの

みんな
おいでよ!

イチゴ教室



(開発宅) 大曲緑ヶ丘5丁目12-1

◆イチゴ教室は、毎週水曜日
14時30分～17時30分の間

◆参加費は無料

◆参加してみたい人は、
まず電話をください。

080-5581-4711

(ゆとりの 開発)

◆場所 大曲緑ヶ丘5丁目12-1



早口言葉や百ます計算



◆◆◆ 自習時間

宿題や自分で持ってきた勉強をしよう。
大学生などがアドバイスしてくれます

◆◆◆ 「発見ノート」で交流しよう

最近発見したこと、不思議だなと
思ったことを教えてね



◆◆◆ 今日は何しよう!?

ボードゲームやパズル、
ミニサッカー、バドミントン
などであそぼう!



さいごは今日の振り返り



◆◆◆ スペシャルな 取り組みもあるよ! ◆◆◆

時間をかけて、みんなで
やりたいことや作りたい
ものに取り組みよう!
土日や夏休み、冬休み、
みんなが集まるときに、
料理、花烛づくり、
木のおもちゃづくりなど
やってみよう!



木で工作したり
小さな子どもと
遊んだり。

地域のお遊び場



◆後援 北広島市・
北広島市教育委員会



NPO法人「ゆとりの」理事長

開発 好博さん

かいはつ・よしひろ
大曲緑ヶ丘在住。
札幌市の中学校校長を退職後、北海道新聞社NIEコーディネーターを務める。平成18年にNPO法人「ゆとりの」を立ち上げる。

地域の交流の場

大曲の住宅街に子どもから大人までが集う「地域のおそび場 ゆとりの」がある。理事長を務めるのは開発好博さん。活動場所に父親の元自宅を提供している。

「ゆとりの」の前身は、開発さんの妻が20年以上前から地域で行っていたサロンだ。高齢になり、自宅から離れた公共施設の集まりに参加するのが大変になったという地域の方々の声を聞いて始めた。季節の行事や、体操、脳のトレーニング、百人一首などを行い交流の場として定着した。活動には毎月300人が参加。開発さんも仕事の傍ら活動を支えた。平成18年、活動をより広げたいとNPO法人化し、理事長に就任する。

活動を再開

今年に入り、新型コロナウイルス感染症が拡大したことで、2月末から全ての活動を休止した。

4月ごろ、そろそろ活動を再開してほしいとの要望が寄せられた。参加者は高齢の方が多いので、人数を制限し屋外で行う体操教室だけを5月末から再開。高齢者が自宅に閉じこもると、体調を崩さないか心配です。感染に気を付けながらできることを始めました。地域の皆さんのた

地域の遊び場で交流を広げたい

めにも無理せず活動を続けたい」と話す。体操には1回10人ほどが参加し、楽しく体を動かしている。

教育に新聞を

退職後、今年3月まで学校などで新聞を教材として活用する活動（NIE）に携わった。北海道新聞社NIEコーディネーターを5年間務め、道内の小・中学校などで壁新聞作りや記事のスクラップについての教室を開いた。「教室で子どもたちは喜んで作業をしていました。新聞を読むことで世の中を知り、考える力を身に付けることができます。機会があれば市内でもボランティアで教室を開けたらと思います」

物作りも好きな開発さん。ゆとりのの敷地内にベンチやピザ窯を作るなど、やりたいことを次々と実行している。

大人も夢中になる遊び場づくりで、地域の交流をこれからも広げることが出来る。



屋外で密を避けながら体操などを実施

日	月	火	水	木	金	土
4/30 	1	2 ふまねっと 午前	3 百歳体操 午前・午後 イチゴ教室 (14:30-17:30)	4 ほがらか 脳トレ ふまねっと	5 あぐり サロン (10:00-15:00)	6
7	8	9 ふまねっと 午前	10 百歳体操 午前・午後 イチゴ教室 (14:30-17:30)	11 大人のための 絵本の会 ふまねっと	12 あぐり サロン (10:00-15:00)	13 ミニカフェ (ドリンク) 10:30-15:00
14	15	16 ひなたぼっこ 午前 スマホ教室 (13:30-15:30)	17 百歳体操 午前・午後 イチゴ教室 (14:30-17:30)	18 麻雀の会 ふまねっと	19 あぐり サロン (10:00-15:00)	20
21	22	23 ふまねっと 午前	24 百歳体操 午前・午後 花王セミナー (11:00-12:00) イチゴ教室 (14:30-17:30)	25 スマホ教室 (10:00-12:00) ふまねっと	26 あぐり サロン (10:00-15:00)	27 ミニカフェ (ドリンク) 10:30-15:00
28	29	30 ふまねっと 午前	31 百歳体操 午前・午後 イチゴ教室 (14:30-17:30)			

【参加費】 1回:100円

【時間】 午前:10:00~12:00

午後:13:30~15:30

【場所】

- ・地域のあそび場 ゆとりの(旧開発宅)
大曲緑ヶ丘5丁目12-1
- ・ひなたぼっこ(大曲会館)
大曲中央2丁目4-5

マスク・飲み物は持参

◆あぐりサロン 10:00~15:00

火~金、随時参加OKです。車庫、畑、庭かその周辺でやっています。

◆ふまねっと、百歳体操、脳トレは、基本的に屋外で。また、絵本の会、ひなたぼっこは、室内で、感染対策をして行います。

◆「ミニカフェ」

10:30~15:00 ¥300 (ドリンク)

ゆとりのを開けています。読書、音楽などで、ゆったりとお過ごしください。

◆「イチゴ教室」

毎週水曜日14:30~17:30

子どもたち中心の寺子屋です。

【連絡先】

080-5581-4711 (NPO法人 ゆとりの)

地域のあそび場 ゆとりの

こんな場所あったらいいなあ

こんなことできたらいいなあを

2023 4末【卯月】

お知らせ第51弾!

□世代を超えて集まれる場所づくり、やってみようことを可能にする「NPO法人ゆとりの」

□場所は大曲緑ヶ丘5丁目12番1の1(開発宅と庭、築山、裏の畑や車庫など全面的に開放)

<https://yutorinokitahiroshima.hateblo.jp>



ゆとりのの活動

青空の元でを基本に

去年の今頃は、やっとまん延防止が解除になったことがニュースでしたが、今年はまだなく、5類相当になり、いわゆるインフルエンザなどと同じ扱いになるということです。とは言え全くノーマスクにはもう少し時間がかかりそうです。

インフルエンザとてもなかなか罹患したくないものです。なのでマスクや手指消毒などは、予防効果があるのでゆとりのでも継続していきたいものです。しかし、一方では活動も少しずつ緩やかに、かつてような賑わいを取り戻した新たな動きも作っていききたいと思います。

◆4月の活動から のべ207人

百歳体操 68人 ふまねっと 75人 脳トレ 12人
ミニカフェ14人 絵本の会 11人 ひなたぼっこ
10人 麻雀の会 9人 **イチゴ教室(子供版) 8人参加** →

◆5月の取り組みからはじめての

◆スマホ教室 5/16(火)13:30-15:30 5/25(木) 10:00-12:00

スマホの基礎の基礎的な内容で、ソフトバンクの講師の方が教えてくれます。もう使っている方、これからどうかなとお考えの方参加してみませんか?

一人に一台、練習用のスマホを用意しますので、今現在持っていない方でも準備はいりません。基礎的なことですが、意外と知らなかったスマホの機能も知ることができます。2日間とも同じ内容です。2回参加も可能です。

◆LINE(ライン)教室 5/8 5/29(火)13:30-15:30

一度覚えてしまうと、スマホの持っている機能をまとめていろいろなことができます。しかもそんなに難しくはありません。電話を掛けたり、メールを送ったり、写真や動画を送ったり送ってもらったりなどこれ一つで。しかも、グループを作れば一斉に全員にお知らせを発信したりすることも。しかも無料で! 教えてくださるのは、

北広島にし高齢者支援センターの高橋正人さん
北広島市社会福祉協議会の小山祐司さんです。



今年もアミガサタケ庭に登場→



④その他、ドローン体験会など新しい企画も検討中です。乞うご期待!

⑤菊芋掘り隊やってきて最初の収穫
「カレイドスコープ」という就労支援の皆さんが、菊芋収穫にやってきました。まだたくさん残っているのでご希望の方は遠慮なく。

ご自分のスマホをご持参 **ゆとりのボーイ春** ください。また、2回とも参加しても可能です。これを機会にできること増やしましょう!

◆花王セミナー・口腔ケア教室

5/24(水)11:00-12:00

健康のためには歯やお口のケアが大事。自分でお口の健康を守るためのケアの方法を、花王の専門家に学びます。

◆5月は諸々活動スタート

やっと外の活動がしやすい時期になってきました。

①青空の下で、ふまねっと、百歳体操、脳トレ
今年も積極的に天気の良い日は青空の下で行います。外のいい空気を吸いましょう。

②あぐりサロンも始動開始

苗を育てる作業はすでに始まっています。これからはまず畑などの準備です。昨年のもので畑に残っている残滓の撤去→基本的な肥料(石灰、あしるのめぐみ、鶏糞、ヨウリンなど)などを適宜畑の状況に応じて撤きます。→第1回目の畑の耕作。

一方で、花壇などの花類は適宜移植したり、タネを蒔いたりします。どれも人手が必要です。野菜の種蒔きや苗の移植は5月末、遅いものは6月初めを考えています。最低気温が連日10度以下にならなくなったらです。

③ゆとりのの環境整備について

各種活動に並行して、ゆとりのの環境整備を行います。室内の植物で、外に出せるものは外へ、庭にはベンチなどを置きますが、ペンキを塗り替えたり、修繕したりします。その他いろいろあります。

■各種お問合せは、ゆとりの直通電話 080-5581-4711

地域のあそび場 ゆとりの (お知らせ第16弾)

こんな場所あったらいいなあ

2019. 5. 3 【早月の号】

こんなことできたらいいなあを形に!

世代を超えて集まれる場所づくり、やってみたいことを可能にする「NPO法人ゆとりの」動き出しました。
□場所は大曲緑ヶ丘5丁目12番1ー帯 (開発宅と庭、築山、裏の畑や車庫など全面的に開放)



【ゆとりのボーイ】

◆第14回役員・理事会(4/27)から◆

1. 4月の活動報告

百歳体操 151人 ふまねっと 10人 ひなたぼっこ 29人

麻雀の会 22人 百人一首の会 14人 絵本の会 23人

篆刻の会 12人 バルーンアート 7人 役員・理事会 18人

※のべ286人! 4月もたくさん参加でした。

2. 「ゆとりの」昨日今日…

◆4/27は、第14回役員/理事会でした。

今回は、2つの提案がありました。

①ゆとりのでも「物販」

趣味や特技を活かして作る物を、希望の方に提供を。



例えば、いろんな木工作品や手づくりのマフラーや袋などの小物。

これから、ルール作りや実際のオープンの準備を、準備チームで始めます。乞うご期待!



◆第2回バルーンアートも実施



②スペシャル試食会の企画

元は「がっつりだけどヘルシーメニュー」をコンセプトに考えたメニューを一度、ゆとりのを会場に試食会企画したいという提案があり、了承されました。いずれ、ご案内します。

◆第1回篆刻の会から

今回は、12人で、本物の石の代わりに、石膏の角材?に思い



思いに彫ってみました。自分の名前の一部を漢字やをひらがななどで。石膏は柔らかく彫りやすいので、ものの10分ぐらいで完成!

また、ゲストで長く篆刻を楽しんで来られた先生にも短時間で篆刻とは…を教えてくださいました。

次回は5/4に、石膏でもう少し練習、または、石に挑戦も。

◆5月のおもな予定

ふまねっと 麻雀の会 5/14(火) 百歳体操 5/8・15・22
・29(水) ひなたぼっこ 5/21(火) 絵本の会 5/30(木)

※興味ある方はお電話ください。 080-5581-4711

◆役員会/理事会

5/31(金) (18:00~)の予定

※「ほがらか 脳トレ」スタートします。

6/6(木) から毎月第1木曜日10:00~12:00に開催が決まりました。

地域のおそび場 ゆとりの

こんな場所あったらいいなあ

2022.12【師走12月】
こんなことできたらいいなあを

お知らせ第46弾



□世代を超えて集まれる場所づくり、やってみたいことを可能にする「NPO法人ゆとりの」

□場所は大曲緑ヶ丘5丁目12番1の1帯（開発宅と庭、築山、裏の畑や車庫など全面的に開放）

<https://yutorinokitahiroshima.hateblo.jp>

コロナに負けないで 活動中！

11月17日、例年より15日遅いという初雪が降り、どうやらそのまま冬の到来となったようです。例年だと初雪の下になってもダイコンの収穫は可能でしたが、今年の場合は一気に寒さも冬、すっかり凍ってしまい哀れな状態に。

さて、収まりつつあるのかと思われたコロナも急激に感染数拡大、また、インフルエンザの季節と重なってきました。益々日々の健康管理にご留意ください。

ゆとりのの活動も、7月10日、定期総会以後、様々な活動をゆとりので展開するうちに、中盤になってきました。12/4に役員・理事会があり活動報告や今後の活動について話し合われましたので報告いたします。

◆10月の活動から **のべ208人**
百歳体操86人 ふまねっと45人 脳トレ 10人
ミニカフェ29人 絵本の会 9人 ひなたぼっこ 19人 麻雀の会 10人 あぐりサロン3人

◆11月の活動から **のべ213人**
百歳体操 76人 ふまねっと74人 脳トレ 10人
ミニカフェ10人 絵本の会 8人 ひなたぼっこ27人 麻雀の会 8人 あぐりサロン 3人 ミニツリー・リースづくり 17人

◆役員・理事会から

①コロナ禍での活動

第8波到来ですが、ゆとりのとしては感染予防をしながら活動は継続中。ワクチン接種のことが話題になりますが、皆さん着々と摂取されているようです。合わせて、インフルエンザのワクチンも今年は早めに。

②「イチゴ教室」スタートして

8/25、木曜日に、「ふまねっと+子どもたちの活動」の形で始ま



↑中村さんからワンポイントアドバイス

←楽しくふまねっと

ゆとりのボーイ初冬

りましたが、子どもたち参加が、下校時間の関係でゆとりののイチゴ教室に参加しにくいということが判明。検討した結果12/3から土曜日13:30-15:30に変更。

12月10日現在、幼児2名小学生6名中学生3名が登録済みです。17日はささやかなクリスマスイベントを企画中です。

③ゆとりのとしての継続的な事業募集中
通常の活動に加えて、健康調査の会、各種見学者、参加者、出前教室など活動の幅も広がってきましたが、継続的な新たな事業を模索中です。いいアイデアをお寄せください。

④12月から1月の活動は
すっかり冬になりましたので、畑の収穫は終了。提供できるものは、カボチャだんご、来週からは、万次郎カボチャの切り売り（冬至に最適）はな豆など。一方、畑仕事がない部分やと木工製品作りに力を入れられそうです。現在は、カードスタンド、椅子、踏み台など依頼があれば優先的に製作しています。

★ゆとりの年末年始のお休みは12/27～1/6まで

⑤その他、

・干し柿がそろそろできてきました。3Lサイズから作った干し柿です。ご希望の方はぜひお楽しみください。



・ゆとりのイルミネーション点灯開始。16時～20時ぐらいの間、ほっこりと点灯しています。

・雪がもう少し降ったら、「スノーキャンドル」に挑戦する予定です。

◆12/24に予定していますが参加者募集中

お問合せは。
ゆとりの直通電話
080-5581-4711